

○会津坂下町高齢者等訪問収集実施要綱

平成27年4月30日告示第23号

会津坂下町家庭系ごみ戸別訪問収集実施要綱（平成23年3月18日告示第15号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源ごみ（以下「家庭系ごみ」という。）を集積所に出すことが困難な、一人暮らしの65歳以上の高齢者等のいる世帯に対し、会津坂下町家庭系ごみ戸別訪問収集（以下「戸別訪問収集」という。）を行い、併せて安否の確認をすることにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

（戸別訪問収集の内容）

第2条 戸別訪問収集の方法は、次のとおりとする。

- （1）収集は、利用者の家を訪問して行うものとして、併せて利用者の安否を確認する。
- （2）収集場所は、原則として利用者の玄関の前とする。ただし、支障のある場合は町と協議の上、収集場所を決定する。
- （3）利用者が集合住宅に居住する場合は、当該集合住宅の管理者等と協議の上決定した収集方法によりごみを収集する。

（対象となる世帯）

第3条 戸別訪問収集を受けることができる世帯は、町内に居住している者で構成され、次の各号のいずれかに該当する非課税世帯のうち、その世帯構成員では家庭系ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難であり、他の者からごみ出しの協力が得られない世帯とする。

- （1）日常生活に介助又は介護を必要とし、おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯
- （2）日常生活に介助又は介護を必要とする障がい者等のいる高齢者世帯
- （3）その他、町長が特に必要があると認めるもの

（利用の申込み）

第4条 戸別訪問収集の利用を希望する世帯は、会津坂下町高齢者等訪問収集申請書（様式第1号）で、利用申込みを行うものとする。ただし、本人の申請により難しい場合は、本人の意思により、同居する家族、親族、日常的に利用希望者の介護に携わる者、民生委員等が代理人として申請することができる。

（利用の決定）

第5条 町長は、前条の規定により申込みがあったときは、その内容を審査し、現地状況調査等を行ったうえ、会津坂下町高齢者等訪問収集決定通知書（様式第2号）により当該申込者等に通知するものとする。

（収集台帳等）

第6条 町長は、訪問収集を行うと決定した者（以下「利用者」という。）に係る収集台帳を作成する。

（収集するごみの排出方法等）

第7条 戸別訪問収集を利用する世帯は、原則として、家庭系ごみを会津坂下町が定めるごみの収集種別及び分別方法により分別し、指定した場所に出すものとする。

（収集日）

第8条 戸別訪問収集を実施する日は、町が定めた日とする。

（現況調査）

第9条 町は、利用者の現況を必要に応じ調査することができる。

（関係機関への情報提供）

第10条 職員等は、利用者の安否を確認した際に、当該利用者の健康状態に異常等があった場合には、速やかに関係機関への連絡を行うものとする。

（訪問収集の一時停止）

第11条 利用者は、入院、旅行その他の理由で、ごみの排出を一時停止する場合は、あらかじめ町に連絡し、町は、申出のあった期間は、訪問収集を一時停止する。

（利用者の報告義務）

第12条 利用者は、第3条に規定する要件を満たさなくなったときは、直ちに町に連絡をしなければならない。

(収集の変更及び中止)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、会津坂下町高齢者等訪問収集変更・終了届(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(1) 利用世帯の親族若しくは、当該親族以外の親族、当該親族の日々の介護事業所から収集を終了したい旨の申出があったとき。

(2) 申請事項に変更があったとき。

(3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。